社会福祉法人市原寮役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人市原寮(以下「本法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び 退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
 - (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費及び宿泊費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び費用の支給)

- 第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬及び費用を支給する。
 - (1) 理事長(常勤) 報酬及び費用
 - (2) 非常勤の役員 報酬及び費用
 - (3) 評議員 報酬及び費用
 - 2 本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は 支給しない。

(報酬の額)

- 第4条 理事長に対する報酬の額は年額1000万円とする。ただし、1年に満たない期間は月割りとする。
 - 2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、理事会及び評議員会への出席、監事監査の 実施、その他職務の執行について、日額2万円とする。
 - 3 役員等が職務執行にあたって負担した費用については、上記報酬とは別に支払う ものとする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 理事長に対する報酬は、年額を12か月に分割し、毎月25日に本人が指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。25日が銀行休業日であるときは直前の銀行営業日に支給する。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、会議への出席など職務を行った都度支給する。(公表)
- 第6条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和4年10月24日改正し、同日から施行する。